



# 鳥取県公報

平成17年12月26日(月)  
号外第204号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

**条 例**

- 鳥取県食肉衛生検査所条例の一部を改正する条例 (100) (食の安全推進課) ..... 5
- 鳥取県産業技術センター条例の一部を改正する条例 (101) (産業技術センター) ..... 5
- 鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(102) (空港港湾課) ..... 7
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例  
(103) (警察本部生活安全企画課) .....10
- 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例 (104) (警察本部会計課) .....12

———公布された条例のあらまし———

鳥取県食肉衛生検査所条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平を図るため、これまで試験又は検査（以下「試験等」という。）の種類ごとに定めていた食肉衛生検査所が依頼に基づいて行う試験等の手数料の額を、当該試験等の難易度ごとに定める。

2 条例の概要

(1) 依頼に基づいて行う試験等の手数料の額を次のとおり改定する。

条例改正後			現 在		
食肉の規格試験	前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1 件につき 3,300円	食品成分規格試験	理化学的試験	1 件につき 8,330円
	上記以外のもの	1 件につき 34,100円		細菌学的検査	1 件につき 1,340円
	食肉の一般試験	1 成分につき 3,300円	食品一般試験	理化学的試験	定性試験
		定量試験		1 成分につき 2,860円	
		細菌学的検査		1 件につき 1,340円	

(2) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

鳥取県産業技術センター条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

- (1) 受益と負担の公平確保のため、産業技術センター機械素材研究所の起業化支援室等の施設使用料の額を適正な額に改める。
- (2) 産業技術センターに起業化支援室を増設することに伴い、当該支援室に係る施設使用料を設定する。

## 2 条例の概要

- (1) 起業化支援室等の施設使用料を次のとおり引き上げる。

区 分	単 位	金 額		場 所
		現 行	改 正 後	
第5起業化支援室	1月につき	13,500円	35,910円	機械素材研究所 (米子市)
第6起業化支援室				
第7起業化支援室				
第8起業化支援室				
第9起業化支援室				
第10起業化支援室	1月につき	14,000円	37,240円	
第11起業化支援室	1月につき	15,000円	39,900円	
第12起業化支援室				
第13起業化支援室				
第14起業化支援室				
第15起業化支援室				
第16起業化支援室				
第17起業化支援室				
第18起業化支援室				
第19起業化支援室	1月につき	13,500円	35,910円	
第20起業化支援室	1月につき	12,500円	33,250円	
第21起業化支援室				
第22起業化支援室				
第1起業化支援実験室	使用面積1平方メートル ル当たり1月につき	500円	1,330円	
第2起業化支援実験室				
第1産学官共同研究推進室	1月につき	29,500円	78,470円	
第2産学官共同研究推進室	1月につき	26,000円	69,160円	
第3産学官共同研究推進室	1月につき	14,000円	37,240円	
第1産学官共同研究実験室	使用面積1平方メートル ル当たり1月につき	500円	1,330円	
第2産学官共同研究実験室				
第3産学官共同研究実験室				

- (2) 増設する起業化支援室の施設使用料を次のとおり定める。

区 分	単 位	金 額	場 所
第23起業化支援室	1月につき	34,580円	鳥取庁舎 (鳥取市)
第24起業化支援室	1月につき	31,920円	
第25起業化支援室	1月につき	33,250円	機械素材研究所 (米子市)
第26起業化支援室	1月につき	35,910円	

- (3) 施行期日等

施行期日は、平成18年4月1日とする。

所要の経過措置を講じる。

## 鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

### 1 条例の改正理由

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかへ移行することが必要。
- (2) 現在境港管理組合に管理委託しているみなとさかい交流館について、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。
- (3) みなとさかい交流館の管理は、港湾管理者による境港の港湾施設の一体的な管理運用を図るため、公募によらず、知事がその候補者を選定する。

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者（法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの）に、当該公の施設の管理を行わせる制度

みなとさかい交流館...県民の港湾に対する理解を促進し、海を通じた交流の発展に資するため、境港市に設置

### 2 条例の概要

みなとさかい交流館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	みなとさかい交流館の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の選定の特例	指定管理者は、知事がその候補者を選定する。(境港管理組合を予定)
(3) 指定管理者の管理の期間	3年間
(4) 開館時間及び休館日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
(5) 利用許可	みなとさかい交流館の会議室を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(6) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、入館を拒み、又は退去を命ずることができる。
(7) 措置命令	指定管理者は、みなとさかい交流館の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(8) 料金	みなとさかい交流館の会議室の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。 場合において、指定管理者は、みなとさかい交流館の利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の利用料金を徴収する。
(9) 料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、みなとさかい交流館の利用料金を減免しなければならない。
(10) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(11) は、公布の日から施行する。
(11) 経過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 所要の経過措置を講じる。

## 1 条例の改正理由

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）の一部が改正され、受付所を設けて営む無店舗型性風俗特殊営業（法第2条第7項第1号の営業に限る。以下「受付所営業」という。）について、店舗型性風俗特殊営業と同様に営業禁止地域の設定等による規制の対象とされた。

(2) 営業禁止地域の設定等は、法で定めるもののほか、条例により定めることができることから、受付所営業の営業禁止地域を設定する等所要の改正を行う。

法第2条第7項第1号の営業...人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

## 2 条例の概要

(1) 受付所営業の禁止地域等を次のとおりとする。

区 分 等	禁止地域等
周辺における受付所営業が禁止される施設	(1) 病院及び入院施設を有する診療所 (2) 公民館 (3) 博物館 (4) 公安委員会が指定した社会教育施設又はスポーツ施設
禁止地域	鳥取県の区域
営業禁止時間	午前零時から日出時まで

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とする。

## 鳥取県警察手数料条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）の一部が改正され、原子炉に係る許可の取消し等をされた外国原子力船運航者等（以下「旧外国原子力船運航者等」という。）は、核燃料物質等を運搬する場合における都道府県公安委員会の運搬証明書の交付を受けなければならない者から除かれること等とされた。

(2) (1)の改正に伴い、当該運搬証明書の交付、書換え及び再交付に関する事務（以下「交付等事務」という。）に係る手数料の徴収について標準額等を定めた地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、当該手数料について所要の改正が行われた。

(3) 鳥取県公安委員会の交付等事務に係る手数料の徴収について、当該徴収の根拠規定を、旧外国原子力船運航者等が除かれた法の条項に改める等所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 交付等事務に係る手数料の徴収の根拠となる法の条項を改める。

(2) 施行期日等

施行期日は、公布の日とする。

所要の経過措置を講じる。

条 例

鳥取県食肉衛生検査所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第100号**

鳥取県食肉衛生検査所条例の一部を改正する条例

鳥取県食肉衛生検査所条例（平成12年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区 分	金 額	区 分	金 額
1 略	略	1 略	略
2 食肉の規格試験		2 食品成分規格試験	
(1) 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1 件につき3,300円	(1) 理化学的試験	1 件につき8,330円
(2) (1)以外のもの	1 件につき34,100円	(2) 細菌学的検査	1 件につき1,340円
3 食肉の一般試験	1 成分につき3,300円	3 食品一般試験	
		(1) 理化学的試験	
		ア 定性試験	1 成分につき1,730円
		イ 定量試験	1 成分につき2,860円
		(2) 細菌学的検査	1 件につき1,340円
4 略	略	4 略	略

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県産業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第101号

鳥取県産業技術センター条例の一部を改正する条例

鳥取県産業技術センター条例（平成11年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条、第5条関係）			別表第1（第2条、第5条関係）		
1 施設使用料			1 施設使用料		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
略			略		
第5起業化支援室	1月につき	<u>35,910円</u>	第5起業化支援室	1月につき	<u>13,500円</u>
第6起業化支援室			第6起業化支援室		
第7起業化支援室			第7起業化支援室		
第8起業化支援室			第8起業化支援室		
第9起業化支援室	1月につき	<u>39,900円</u>	第9起業化支援室	1月につき	<u>15,000円</u>
第10起業化支援室			第10起業化支援室		
第11起業化支援室			第11起業化支援室		
第12起業化支援室			第12起業化支援室		
第13起業化支援室			第13起業化支援室		
第14起業化支援室			第14起業化支援室		
第15起業化支援室	1月につき	<u>35,910円</u>	第15起業化支援室	1月につき	<u>13,500円</u>
第16起業化支援室			第16起業化支援室		
第17起業化支援室	1月につき	<u>33,250円</u>	第17起業化支援室	1月につき	<u>12,500円</u>
第18起業化支援室			第18起業化支援室		
第19起業化支援室	1月につき	<u>35,910円</u>	第19起業化支援室	1月につき	<u>13,500円</u>
第20起業化支援室	1月につき	<u>33,250円</u>	第20起業化支援室	1月につき	<u>12,500円</u>
第21起業化支援室			第21起業化支援室		
第22起業化支援室	1月につき	<u>34,580円</u>	第22起業化支援室	1月につき	<u>500円</u>
第23起業化支援室			第23起業化支援室		
第24起業化支援室			第24起業化支援室		
第25起業化支援室			第25起業化支援室		
第26起業化支援室	1月につき	<u>35,910円</u>	第26起業化支援室	1月につき	<u>29,500円</u>
第1起業化支援実験室	使用面積1平方メートル当たり	<u>1,330円</u>	第1起業化支援実験室	使用面積1平方メートル当たり	<u>500円</u>
第2起業化支援実験室	1月につき		第2起業化支援実験室	1月につき	
第1産学官共同研究推	1月につき	<u>78,470円</u>	第1産学官共同研究推	1月につき	<u>29,500円</u>

進室			進室		
第2産学官共同研究推進室	1月につき	<u>69,160円</u>	第2産学官共同研究推進室	1月につき	<u>26,000円</u>
第3産学官共同研究推進室	1月につき	<u>37,240円</u>	第3産学官共同研究推進室	1月につき	<u>14,000円</u>
第1産学官共同研究実験室	使用面積1	<u>1,330円</u>	第1産学官共同研究実験室	使用面積1	<u>500円</u>
第2産学官共同研究実験室	平方メートル当たり1		第2産学官共同研究実験室	平方メートル当たり1	
第3産学官共同研究実験室	月につき		第3産学官共同研究実験室	月につき	
略			略		
備考 略			備考 略		
2 略			2 略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県産業技術センター条例（以下「現行条例」という。）第3条の許可を受けて開放施設等（現行条例第2条第5号の開放施設等をいう。以下同じ。）を利用している者が引き続き開放施設等を利用する場合の使用料の額は、改正後の鳥取県産業技術センター条例第3条及び別表第1の規定にかかわらず、当該許可の有効期間内に限り、なお従前の例による。

鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第102号**

鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該



改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>(指定管理者による管理) 第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、交流館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。 (1) 交流館の施設設備の維持管理に関する業務 (2) 前号に掲げるもののほか、交流館の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務</p> <p>(指定管理者の選定の特例) 第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、交流館の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p> <p>(指定管理者の管理の期間) 第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p>(開館時間及び休館日) 第6条 交流館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。 2 交流館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</p> <p>(利用の許可) 第7条 交流館の会議室を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立みなとさかい交流館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>(利用の許可) 第3条 交流館の会議室を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p>



2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 交流館の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、交流館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、交流館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第8条 交流館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 交流館の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、交流館への入館を拒み、又は交流館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、交流館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、交流館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(行為の制限等)

第4条 交流館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 交流館の施設設備又は展示物を毀<sup>き</sup>損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)～(4) 略

(5) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、交流館への入館を拒み、又は交流館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第5条 知事は、交流館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、交流館を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第6条 知事は、第3条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 略

(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、交流館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(利用料金)

第11条 交流館の会議室の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(規則への委任)

第13条 略

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) その他交流館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(使用料の徴収)

第7条 交流館の会議室の利用については、1時間につき820円の使用料を徴収する。この場合において、使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

(使用料の減免)

第8条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(管理の委託)

第9条 知事は、交流館の施設設備及び展示物の保全並びに利用者の応接に関する事務を境港管理組合に委託する。

(規則への委任)

第10条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第103号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（移動条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（移動後条及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(周辺における<u>店舗型性風俗特殊営業</u>が禁止される施設)</p> <p>第 8 条 <u>法第28条第 1 項 (法第31条の 3 第 2 項の規定により適用する場合を含む。)</u> の条例で定める施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>( 1 ) ~ ( 4 ) 略</p> <p><u>(受付所営業の禁止地域及び営業時間の制限)</u></p> <p>第11条 <u>法第31条の 2 第 4 項ただし書に規定する受付所営業は、法第 2 条第 6 項第 2 号の営業とみなして、前 2 条及び別表第 2 の規定を適用する。</u></p> <p>(性風俗関連特殊営業の広告制限地域)</p> <p>第12条 略</p> <p>(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)</p> <p>第13条 略</p> <p>別表第 2 (第 9 条 - 第12条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 略</p>	<p>(周辺における<u>店舗型性風俗特殊営業</u>が禁止される施設)</p> <p>第 8 条 法第28条第 1 項の条例で定める施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>( 1 ) ~ ( 4 ) 略</p> <p>(性風俗関連特殊営業の広告制限地域)</p> <p>第11条 略</p> <p>(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)</p> <p>第12条 略</p> <p>別表第 2 (第 9 条 - 第11条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 略</p>

附 則

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）の施行の日から施行する。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第104号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）<u>第59条第5項</u>の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の交付 1件につき15,000円</p> <p>(21) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第9項の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の書換え 1件につき4,600円</p> <p>(22) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律<u>第59条第10項</u>の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の再交付 1件につき2,200円</p> <p>(23)～(68) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）<u>第59条の2第5項</u>（<u>同法第66条第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の交付 1件につき15,000円</p> <p>(21) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第9項（<u>同法第66条第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の書換え 1件につき4,600円</p> <p>(22) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律<u>第59条の2第10項</u>（<u>同法第66条第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の再交付 1件につき2,200円</p> <p>(23)～(68) 略</p> <p>2 略</p>

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第44号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定によりなおその効力を有することとされる改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第66条第2項において準用する同

法第59条の2第5項、第9項又は第10項の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の交付、書換え又は再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

